

## スタートアップ・エコシステム共創プログラム Q&A

### 【申請要件・方法等】

#### 1. 拠点都市プラットフォーム・地域プラットフォーム

Q1 主幹機関を複数設けることは可能か。

A1 可能です。ただし、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での入力や採択後の契約締結に  
あたり留意点がありますので、複数の主幹機関による申請を希望する場合は応募前に JST へ必  
ずご連絡ください。

Q2 現在、拠点都市プラットフォームに参画していない機関が、本公募プログラムに参加し、支援  
を受けるにはどうすればよいか。

A2 拠点都市プラットフォームに参画して SU 創出共同機関となるか、地域プラットフォームを新  
たに形成し、主幹機関もしくは SU 創出共同機関となる必要があります。なお、機関の所在地域  
やその近隣に拠点都市プラットフォームがある場合は、そのプラットフォームへの参画を検討  
してください。

Q3 拠点都市プラットフォームの SU 創出共同機関になるためには、スタートアップ・エコシステ  
ム拠点都市に所属している必要があるか。

A3 スタートアップ・エコシステム拠点都市へ所属せず、本公募プログラムのプラットフォームへ  
の参画が可能です。

Q4 海外の大学が主幹機関や SU 創出共同機関となることは可能か。

A4 海外の大学が主幹機関や SU 創出共同機関となることはできません。

Q5 海外の大学が協力機関として参画することは可能か。

A5 可能です。

Q6 一般財団法人、公益財団法人、社団法人が主幹機関や SU 創出共同機関となることは可能か。

A6 可能です。

Q7 地方独立行政法人が主幹機関や SU 創出共同機関となることは可能か。

A7 地方独立行政法人のうち公立大学は主幹機関として申請可能です。他の地方独立行政法人は主幹機関としての申請はできません。いずれについても、SU 創出共同機関としての申請は可能です。

Q8 1つのプラットフォームにSU 創出共同機関として参加しながら、別のプラットフォームで協力機関として参画することは可能か。

A8 可能です。

Q9 採択後にSU 創出共同機関や協力機関を新たに追加することは可能か。

A9 可能です。本公募プログラムではSU 創出共同機関の追加を積極的に進めてください。なお、追加にあたってはJSTの承認が必要です。

Q10 申請書は直接持参して提出することは可能か。

A10 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)のみで受け付けます。直接持参いただいても一切受け付けません。また、郵送や宅配便(バイク便含む)での提出も受け付けません。

Q11 申請書の受領書はもらえるのか。

A11 JSTは受領書を発行しません。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)にて申請する際、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていればJSTに申請書を提出できたことが確認できます。

Q12 申請書の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

A12 直接JSTにお越しいただくことはご遠慮ください。ご質問等については電子メールでお願いします。

## 2. スタートアップ創出プログラム

Q13 プラットフォームに参画していない大学等の研究者が、プラットフォームで実施するスタートアップ創出プログラムに申請することは可能か。

A13 申請はできません。研究者がプラットフォームにおいて実施するスタートアップ創出プログラムに申請するためには、所属機関が主幹機関、またはSU 創出共同機関として、本公募プログラムが支援するプラットフォームに参画する必要があります。

Q14 学生は、スタートアップ創出プログラムの研究開発課題の研究代表者となれるか。

A14 修士課程、博士課程の学生は研究代表者となることが可能です。また、6年制課程の学部等の5年生・6年生のうち、研究室に配属されている学生は研究代表者となることが可能です。学部生は研究代表者となれません。

学生が研究代表者となる場合、研究開発費の上限が異なります。また、学生の卒業に関わらず、事業化に向けて継続的な体制構築及び事業化推進を担保できることが必要です（なお、研究代表者の交代は原則として不可です）。あわせて、学生が研究代表者になる場合は、知的財産権の取り決めに関する確認書の提出が必要となります。

Q15 すでにスタートアップを設立した研究者は、研究開発課題の研究代表者となれるか。

A15 すでに立ち上げたスタートアップのシーズとは異なるシーズを核とした新たなスタートアップの創出を目指す場合は可能です。プラットフォームで実施する研究開発課題の選考において、理由の妥当性を確認してください。なお、すでに起業したスタートアップ等への技術移転が目的の場合、本公募プログラムの趣旨と異なることから、研究代表者となれません。

Q16 スタートアップ創出プログラムの研究開発課題において複数の研究機関による共同研究を実施することは可能か。

A16 可能です。ただし、本公募プログラムの予算を共同研究機関で執行する必要がある場合、当該共同研究機関は、本公募プログラムのいずれかのプラットフォームに参画しているSU創出共同機関のうち、国公私立大学、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人に限られます。

共同研究実施の可否は、あらかじめプラットフォームにおけるスタートアップ創出プログラムの方針の中で決定してください。複数の機関で共同研究を実施する場合、相手先の研究機関において研究実施責任者（主たる共同研究者）を設定する必要があります（3機関以上の共同研究についても同様です）。

特にプラットフォームをまたぐ共同研究を認める場合、事前に関係するプラットフォーム同士で合意することが条件となります。特に、共同研究の成果として創出される知的財産の取扱いについては、スタートアップ創業時の障害とならないよう、関係者間で事前に十分な調整を行ってください。また、主たる共同研究者が所属機関で執行する研究開発費は、研究代表者が所属するプラットフォームの予算から支出することになります。

例：プラットフォーム A の主幹機関 a に所属する研究代表者が、プラットフォーム B の SU 創出共同機関 b に所属する主たる共同研究者と共同研究を行い、a において 700 万円、b において 300 万円の研究開発費を執行する場合、JST と a の間で 700 万円の契約、JST と b の間で 300 万円の契約を行うこととなりますが、プラットフォーム A の研究開発費の予算から 1000 万円を支出することとなります（プラットフォーム B の研究開発費の予算から支出はしません）。予算の動きとしては、プラットフォーム A の全体予算を 300 万円減額し、プラットフォーム B の全体予算を 300 万円増額することとなります。この時、間接経費も併せて増減します。

なお、複数の機関で共同研究を実施する場合は研究開発課題の決定時に JST まで連絡してください。

Q17 研究開発課題における研究代表者のシーズは、特許出願前の技術でも良いか。

A17 特許出願前の技術であっても、ステップ 1、ステップ 2 とも申請可能です。ただし、スタートアップ創出を目的とする本公募プログラムの主旨として、できるだけ早急な特許出願、権利化を目指してください。なお、必ずしも特許出願を伴わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能です。

Q18 研究開発課題で対象とするシーズとして、本公募プログラムの活動に参画しない出願人等が含まれるシーズ（共同出願特許）を用いることは可能か。

A18 可能ですが、事業化に妨げが無いことが前提です。事業化に対し共願人の確実な了解をとっていること等、プラットフォームでの研究開発課題の選考において確認してください。

Q19 民間企業から大学に転籍した研究者が、過去の自身の発明で当該企業が原権利を保有する特許をもとに研究代表者として申請することは可能か。

A19 大学が有するシーズではないことから、申請はできません。

Q20 研究開発課題の申請時に研究代表者が記載すべき項目として、その他の研究助成等に海外機関を含むとある。海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいか。

A20 研究開発課題の応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入することとなりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究

費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。

Q21 研究開発課題の研究代表者が同じシーズを用いて、他の公募へ申請することは可能か。

A21 可能ですが、プラットフォームでの選考の際には「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」等をふまえ、不合理な重複や過度の集中がないことを確認してください。

また、本基金事業および大学発新産業創出プログラム（START）内における研究代表者の重複応募制限がありますので、事前に「2.1.5 留意事項」における「研究代表者の重複応募の制限」を確認してください。

Q22 同一の研究開発課題を、同ステップのスタートアップ創出プログラムで複数回採択し支援を行うことは可能か。

A22 同一研究開発課題を同ステップで採択し、実施することはできません。ただし、同一のシーズに基づく、異なる研究開発課題（例えば、対象とする用途・市場が異なる等）であれば、同ステップでの実施が可能です。

Q23 STARTのスタートアップ・エコシステム形成支援のギャップファンドプログラムで支援を行った研究開発課題を、再度本公募プログラムのスタートアップ創出プログラムで採択し支援を行うことは可能か。

A23 可能です。スタートアップ創出プログラムの実施方針に沿って適切に採択、支援してください。

Q24 研究開発課題の達成目標やマイルストンの設定にあたり、公募要領に記載されている項目を全て記載しないといけないのか。

A24 公募要領「1.1.5 本基金事業の特徴」に記載されている各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例は目安となります。設定にあたっては各課題や分野の特性を踏まえつつ、柔軟かつ適切にご検討ください。

#### **【本支援による活動等について】**

Q25 SU 創出共同機関が必ず実施すべき項目は何か。「スタートアップ創出プログラムの構築・運営」のみ、あるいは「スタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備」のみを実施する

ことは可能か。

A25 SU 創出共同機関は、「スタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備」を実施することが必須となります。「スタートアップ創出プログラムの構築・運営」のみを実施することはできません。また、国公私立大学、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人は、起業に向けたルール・規程等を整備することも要件となります。

Q26 協力機関として参画する際、実施項目に条件はあるか。

A26 条件はありません。

Q27 スタートアップ創出プログラムにおいて、社会的な課題を解決するような案件を実施することは可能か。

A27 大学等発の研究成果等を活用するものであれば、可能です。例えば、大学等の研究成果として創出された AI 技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等も対象となります。

Q28 創出を目指すスタートアップは国内で起業せず、直接海外で起業することを目指しても良いか。

A28 事業構想上、合理的な理由があれば当初から海外での起業を目指すことも可能です。本基金事業の目指す姿として掲げる大学等発スタートアップの継続的な創出を支えるエコシステムの構築のため、プラットフォームおよび大学等への還元を十分配慮の上、起業を目指してください。

Q29 研究開発課題の実施中に発明した特許の帰属はどうなるか。

A29 産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。

Q30 ステップ 2 の研究開発課題において、事業化推進機関との意見が一致しないため大学等の研究代表者だけで課題を継続することは可能か。

A30 継続できません。ステップ 2 の研究開発課題においては、事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもとで一体的に研究開発課題を推進することが不可欠です。

Q31 ステップ2の研究開発課題において、事業化推進機関の事業開発が満足な水準ではないため、大学等の研究代表者が事業開発を行うことは可能か。

A31 ステップ2の研究開発課題においては、事業開発は事業化推進機関の役割となっており、研究代表者本人が単独で事業開発を実施することは認められません。事業化推進機関との協議によって解決を図ってください。なお、トラブルを未然に防ぐため、事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを明確に設定し、研究開発課題のメンバー同士で各項目の進捗を可視化、共有化することを推奨します。

Q32 事業化推進機関は、育成したスタートアップに対する投資の責任を負うか。

A32 投資をしなければいけないという責任はありません。ただし、設立したスタートアップへ民間資金を呼び込むことは本公募プログラムの重要な目的の一つであり、事業化推進機関自らも含めた民間投資の呼び込みを積極的に行ってください。

Q33 事業化推進機関は、育成したスタートアップへの投資比率が制限されているのか。

A33 特に制限はありません。ただし、他の機関の投資機会の担保（投資機会の公平性の担保）や、株式出資をする場合に株価等の交渉において一方的な条件を強制しない旨等を含め、事業化推進機関と大学等の間で何らかの覚書・協定書等を締結することを推奨します。覚書の様式については、プラットフォーム全体で共通様式とするよう、STARTのウェブページ掲載の例を参考に検討してください。

[https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/oboegaki\\_sankou.pdf](https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/oboegaki_sankou.pdf)

Q34 研究開発課題の研究代表者が支援期間中に起業した場合、支援終了となるのか。

A34 支援を終了せず、継続することが可能です。本公募プログラムの主旨から、スタートアップ成長のために十分な民間資金の調達支援が要件となることを想定しています。ただし、起業後も支援が必要か否かは、プラットフォーム内のSU創出プログラムの運営方針、及び審査委員会において適切に判断してください。必要に応じてJSTに問い合わせてください。

#### **【経費全般】**

Q35 研究開発費とプログラム推進費の比率は自由に設定できるのか。

A35 研究開発費とプログラム推進費の比率に制限はありません。

Q36 予算について、SU 創出共同機関に対しての割り振りの割合の制限はあるか。

A36 SU 創出共同機関に対しての割り振りの割合の制限はありません。実施にあたり適切な資金配分を行ってください。

Q37 本公募プログラムの遂行に係る経費を、採択されたプラットフォームに参画している機関以外が執行することは可能か。

A37 プラットフォームに参画している機関以外の執行はできません。プラットフォームに参画し、JST と契約を締結している主幹機関・SU 創出共同機関のみ執行が可能です。

Q38 「協力機関と JST は直接の契約による資金提供は行いません」とあるが、主幹機関又は SU 創出共同機関からの外注費を海外の大学も含め、協力機関に支払うことは可能か。

A38 協力機関（海外の大学も含む）であるかどうかに関わらず、外注費として認められる範囲であれば、主幹機関又は SU 創出共同機関から支払うことが可能です。なお、外注費として認められるのは「研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっておき、作業のみを外注する請負契約」に係る費用のみです。

Q39 間接経費は措置されるか。

A39 原則、直接経費の 30%を間接経費として措置します。

Q40 「間接経費」とはどのようなものが該当するか。

A40 間接経費は「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（令和 5 年 5 月 31 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に則り、執行することが求められます。証拠書類の整備や期間等も含めて、具体的な用途は以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

Q41 特許経費を直接経費から支出できるか。

A41 本公募プログラムにおいては、大学等を対象として、一定の要件を満たすことを条件として、特許関連経費を直接経費から支出することが可能です。なお、条件を満たしていない場合でも間接経費から支出することが可能です。要件等の詳細は「3.3.2 特許関連経費の直接経費から



の支出について」をご参照ください。

Q42 本公募プログラムの直接経費で雇用する人員が、本公募プログラム以外の業務を行うことはできるか。また、裁量労働制を適用することはできるか。

A42 勤務時間の管理については、機関が定める規則等に従うものとしておりますので、機関の規則等に沿っていることが前提となります。勤務時間の一部を本公募プログラムの業務に充てる勤務形態（兼業者）の場合、従事日誌等により従事日または従事時間を区分し、本公募プログラムに該当する部分の person 費を計上してください。（各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること。）なお、裁量労働制を適用している場合には、エフォート率による按分計上が可能です。

Q43 企業等が経費を使用するにあたって、注意すべき点はあるか。

A43 企業等が経費を使用するにあたっては、締結する委託研究契約書及び事務処理説明書、実施機関が定める規定に従う必要があります。また、経費は税金を原資とする公的資金であることを鑑み、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければなりません。また、経費の使用に際しては、以下の事項に留意してください。

- ・公的資金の経理処理は、会計年度、流用制限などの区分管理、当該事業とその他の事業との区分管理など、通常の民間企業における商取引や商慣習とは異なります。
- ・業務日誌等の帳票類の整備、取得財産の管理方法など通常の経理処理とは違った業務管理、経理処理等が必要になります。活動経費の精算等の当日になって資料がないということにならないよう、十分注意してください。

Q44 企業等について、取得物品のうち、取得価額 50 万円以上かつ使用可能期間が 1 年を超えるものは、JST 帰属の資産として JST に報告し、研究終了後は有償賃貸借や買い受けが必要とのことだが、研究終了に際し、JST へ返却し買い受けないことは可能か。

A44 JST に返却されたとしても使用の可能性は限りなく低いため、研究期間終了後、取得物品および提供物品のうち JST 帰属の有形固定資産については、引き続き本研究の応用等の目的に使用されることを前提に、原則として一定の貸借期間（有償）を経て、耐用年数経過後に買い取っていただきます。

Q45 経営者候補人材の person 費を支出することはできるか。

A45 大学等の規定に従い、人件費または謝金として支出することが可能です。なお、個別の研究開発課題に紐づく経営者候補人材の人件費については、原則として研究開発費からの支出となります。詳細は「3.3.研究開発費とプログラム推進費」を参照してください。

Q46 本公募プログラムとして出席を求める説明会や進捗評価等、JST との打ち合わせ・会議等への旅費は支出できるか。

A46 進捗の評価や説明会出席等、本公募プログラムの活動と直接関係があれば支出可能です。

Q47 自機関の施設等の使用料は直接経費として支出できるか。

A47 本公募プログラムに直接必要であり、専ら使用される研究実施場所については、借上経費の計上が可能です。ただし、その使用料の算出にあたっては、利用規則等の規程に従う等、算出根拠を合理的に説明し得る方法により行ってください。借上経費の計上を行う場合には、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、収支簿の提出が必要な研究機関においては、収支簿に添付して提出してください（様式任意）。

Q48 複数年度に渡る物品のリース・レンタル契約を結ぶことはできるか。

A48 可能ですが、次年度の支援が中止となる可能性もありますので、複数年度契約を行う際は注意してください。なお、支援が終了した場合、複数年度のリース契約解除処理は、費用負担も含め機関側の負担となります。